

教 職 第 1 5 0 6 号

平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長

吉 田 洋 一

協定書の廃止について（通知）

昭和 4 6 年 1 2 月 1 5 日に、北海道教育委員会教育長と北海道教職員組合中央執行委員長との間で締結された協定書（別紙 1）及び北海道教育委員会教育長と北海道高等学校教職員組合中央執行委員長との間で締結された協定書（別紙 2）については、平成 2 0 年 4 月 2 8 日に当該職員団体に対し廃止について提示したところであります（協定書の廃止理由は、別紙 3 及び別紙 4 のとおりです。）。

その後、度重なる事務折衝や交渉等を行い、本日、これらの協定書については、1 2 月 2 6 日をもって廃止し、1 2 月 2 7 日以降、効力のないものとして取り扱う旨、当該職員団体に対し通告したので通知します。

勤務時間等については、今後とも、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和 4 6 年北海道条例第 6 1 号）や、同条例の留意事項等を定めた関係通達・通知等に基づき適切に取り扱ってください。

なお、職員団体との対応に当たっては、今後とも引き続き、地方公務員法や関係法令等を遵守し適切に対処してください。

〔 総務政策局教職員課人事法規グループ
教 育 職 員 局 渉 外 グ ル ー プ 〕

※ [] は、平成十三年の削除部分

協 定 書

「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の施行にあたり、交渉の結果合意に達したので、地方公務員法第五十五条にもとづき、次のとおり協定する。

記

- 一 通常の勤務日における勤務の扱いは次のとおりとする。
 - (1) 通常の勤務日において、教職員が授業の準備、整理、研修および生活指導に関する業務を行う場合は、勤務時間内であっても校長の承認を得て学校外において処理することができる。
この場合、承認にあたっては、校長の恣意にわたらぬよう十分指導し、その徹底をはかる。
 - (2) 寮母の勤務については、教職員に準じて研修時間が与えられるよう措置する。
- 二 長期休業日の勤務の扱いは次のとおりとする。
 - (1) 長期休業日は、原則として校外研修日とする。
 - (2) 校外研修にあたっては、事前に研修項目と居場所を届出するものとする。
 - (3) 帰省の場合は自宅研修扱いとし、年休回は必要ないものとする。
 - (4) 海外研修、スクーリング等の場合についても、前記(2)および(3)と同様の扱いとする。
 - (5) 各種研修会、研究会の参加にあたっては、主催団体による差別扱いはしない。
 - (6) いわゆる日番勤務については、廃止の方向で今後交渉を継続する。
 - (7) 事務職員については、教職員に準じた扱いをする方向でさらに交渉を継続する。
- 三 学校行事は、原則として日曜・休日には実施しない。なおやむを得ず行う場合には、代休措置を講ずるものとする。
- 四 教職員には原則として時間外勤務は命じないものとする。但し、やむを得ず時間外勤務を行なう場合は、次の業務に従事する場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。
 - (1) 生徒の実習に関する業務については、生徒を直接対象とする実習指導で農業実習における家畜の分娩、天候の急変による作物管理、水産実習における乗船実習に限るものとする。
 - (2) 学校行事に関する業務については、修学旅行的行事に限るものとする。
 - (3) 教職員会議に関する業務については、非常災害等緊急の場合に限るものとする。
 - (4) 非常災害に関する業務については、非常災害及び児童、生徒の人命にかかわる場合に限るものとする。
- 五 前項の場合で、修学旅行等宿泊をともなうものおよび非

常災害における深夜にわたる業務を行なった場合は代休措置を講ずるものとする。

その他の時間外における勤務については、時間単位の短縮措置を講ずるものとする。

六 前記三、四、五については、地方公務員法第五十五条にもとづき、当該職場の組合との交渉によつて行なうものとし、教職員の意向を十分尊重しなければならない。

七 変形労働時間制は採用しない。

八 課外のクラブ活動の位置づけについては、社会教育法第二条との関連において今後なお検討する。

九 市町村立幼稚園の教員については、業務教育諸学校教職員に準じた扱いをするよう市町村に対して指導を行なう。

十 特殊勤務手当については今後交渉を継続する。

十一 勤務条件にかかわるものは、すべて交渉事項とし、その際当事者能力を有する各対応機関が交渉対象者たることを確認する。

十二 条例施行にともなう通達については、両着確認の上発するものとする。また、今後学校管理規則等の改正については、組合との交渉で行なう。

十三 今後条例施行にあたって問題が生じた場合は、両者の交渉によつて解決する。

昭和四十六年十二月十五日

北海道教育委員会教育長

岡村 正 吉

北海道教職員組合中央執行委員長

大野 直 司

〔国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法〕にかかわる条例の施行について

昭和四十六年十二月十五日

北海道教育委員会 教育長

岡村正吉

北海道高等学校教職員組合中央執行委員長

中神凡夫

標記の件について、地方公務員法第五十五条にもとづく交渉の結果、次のとおり文書協定をおこなう。

記

- 一 この条例の施行は、労働基準法の精神をふまえ、教職員の勤務条件改善のための措置である。
- 二 変形労働時間制はおこなわない。
- 三 教職員には原則として超過勤務を命じないものとする。
- 四 教職員に超過勤務を求める場合は、次にかかせる業務に従事する場合に臨時又は緊急にやむを得ない必要がある場合に限るものとし、教職員の健康状態、繁忙の度合いなどを考慮し、かつ、教職員の意向を充分尊重する。
 なお、この場合には実情に応じて勤務軽減その他適切な措置を講ずるとともに特殊勤務手当については引き続き交渉する。
- (1) 生徒の実習に関する業務 生徒を直接対象とする実習指導で農業の実習における家畜の分娩、天候の急変による作物の管理、水産実習における乗船実習に限る。
- (2) 学校行事に関する業務 修学旅行(見学旅行、宿泊研修)に限る。
- (3) 教職員会議に関する業務 全教職員が参加する会議で、非常災害など緊急に必要なものに限る。
- (4) 非常災害に関する業務 非常災害及び生徒の人命にかかわる場合に限る。
- 五 学校行事は、原則として日曜・休日においては実施しないものとする。なお日曜日及び休日に勤務を求める場合は、代休措置を講ずるものとする。
- 六 自発性・創造性がきわめて強く要請される教職員の勤務の特性にかんがみ、その勤務の扱いは次の通りとする。
- (1) 教職員が授業の準備、整理、研修および生徒指導に関する業務を行う場合は、校長の承認のもとに勤務時間内であつても学校外において勤務することができる。この場合、校長の恣意にわたらぬよう充分指導し趣旨の徹底をはかる。
- (2) 夏休み、冬休みなど、長期の休業期間については、次の通りとする。
- イ 教育基本法及び教育公務員特例法第十九条、第二十条の規定により原則として校外研修日とする。
- ロ 校外研修に際しては、所定の手続きをへて事前に研修項目と居場所をとどけるものとする。
- ハ [] スクリーニング、海外研修などは前項(ロ)と同じ扱いとする。
- ニ 教職員の各種研修会、研究会等への参加については、主催者により差別しない。
- ホ いわゆる日番勤務については、廃止の方向で今後交渉を継続する。
- ヘ 行政職員及び海軍職員については、教職員に準じた扱いをする方向で更に交渉を継続する

- 七 以上のこととかわりて教職員に超過勤務をもとめる場合は地方公務員法第五十五条にもとつき、当該職場の教職員組合との交渉によって行うものとする。
- 八 この条例の施行にともなう通達等については教職員組合の意向を充分反映して発するものとする。また、勤務条件にかかわる学校管理規則等の改正については、教職員組合との交渉で行なう。
- 九 教職員の超過勤務を解消し、教職員定数配置を抜本的に改善し、必要とする定員を確保するようつとめるとともに、付随的業務を整理し、勤務時間の短縮をはかるよう努力する。
- 十 教職調整額の支給にかかわり既存の特殊勤務手当をうちきることなく、その拡大・増額を図るよう努力する。
- 十一 クラブ活動の指導にともなう勤務の取扱いについては、ひきつづき交渉する。
- 十二 市町村立高等学校における勤務の取扱いについては、道立高等学校に準じて措置するよう市町村教育委員会を指導する。
- 十三 本条例の施行をめぐって問題が生じた場合は教職員組合と交渉してこれを解決するものとする。

北教組との協定書の残余項目の廃止理由

一 協定書第一項

「通常の勤務日における勤務の扱いは次のとおりとする。」

【理由】

第一項（１）及び（２）の廃止に伴い、廃止する。

二 協定書第一項（１）

「通常の勤務日において、教職員が授業の準備、整理、研修および生活指導に関する業務を行う場合は、勤務時間内であっても校長の承認を得て学校外において処理することができる。この場合、承認にあたっては、校長の恣意にわたらぬよう十分指導し、その徹底をはかる。」

【理由】

校外勤務は、正規の勤務時間中において行うものであることなどから、所定の手続により適正に行われなければならないが、表現・内容が不十分又は不適切である。

また、「校長の恣意にわたらぬよう十分指導し、その徹底をはかる。」の表現は、校長の権限を制約するおそれがあり、表現・内容が不十分又は不適切である。

三 協定書第一項（２）

「寮母の勤務については、教職員に準じて研修時間が与えられるよう措置する。」

【理由】

寮母（現：寄宿舎指導員）は、教特法施行令第９条第２項により、教特法第２１条及び第２２条の規定中教員に関する部分の規定が準用されるが、研修の承認は個々の状況に応じて校務運営上の支障などを校長が判断して行うものであり、教職員に研修を承認した場合は寮母に研修を承認しなければならないかのような表現は、校長権限を制約するおそれがあり、表現・内容が不十分又は不適切である。

四 協定書第二項

「長期休業日の勤務の扱いは次のとおりとする。」

【理由】

第二項（１）、（２）、（３）、（４）、（５）、（６）及び（７）の廃止に伴い、廃止する。

五 協定書第二項（１）

「長期休業日は、原則として校外研修日とする。」

【理由】

校外研修は、研修の実質を伴い、かつ、校務運営に支障がないと校長が判断する場合に校長が承認するものであり、あたかも長期休業日は校外研修が原則であるかのような表現は、校長権限を制約するおそれがあり、表現・内容が不十分又は不適切である。

六 協定書第二項（２）

「校外研修にあたっては、事前に研修項目と居場所を届出るものとする。」

【理由】

校外研修は、研修の実質を伴い、かつ、校務運営に支障がないと校長が判断する場合に校長が承認するものであり、あたかも事前の研修項目と居場所の届出のみで承認されるような表現は、校長権限を制約するおそれがあり、表現・内容が不十分又は不適切である。

七 協定書第二項（３）

「帰省の場合は自宅研修扱いとし、年休届は必要ないものとする」
＜平成13年3月に削除済み＞

八 協定書第二項（４）

「海外研修、スクーリング等の場合についても、前記（２）および（３）と同様の扱いとする。」

【理由】

海外研修、スクーリング等の場合についても、研修の実質を伴い、かつ、校務運営に支障がないと校長が判断する場合に校長が承認するものであり、あたかも事前の研修項目と居場所の届出のみで承認されるような表現は、校長権限を制約するおそれがあり、表現・内容が不十分又は不適切である。

なお、（３）については、平成13年3月に削除済み。

九 協定書第二項（５）

「各種研修会、研究会の参加にあたっては、主催団体による差別扱いはしない。」

【理由】

各種研修会、研究会の参加については、研修の実質を伴い、かつ、校務運営に支障がないと校長が判断する場合に校長が承認するものであり、「主催団体による差別扱いはしない」の表現は、校長権限を制約するおそれがあり、表現・内容が不十分又は不適切である。

十 協定書第二項（６）

「いわゆる日番勤務について、廃止の方向で今後交渉を継続する。」

【理由】

現在は、いわゆる日番勤務の実態はなく、表現・内容が不十分又は不適切である。

十一 協定書第二項（７）

「事務職員については、教職員に準じた扱いをする方向でさらに交渉を継続する。」
＜平成13年3月に削除済み＞

十二 協定書第三項

「学校行事は、原則として日曜・休日には実施しない。なおやむを得ず行う場合には、代休措置を講ずるものとする。」

【理由】

学校行事は、校長が実施日を定めるものであり、「原則として日曜・休日には実施しない」の表現は、校長権限を制約するおそれがあり、表現・内容が不十分又は不適切である。

また、週休日や休日に教職員に対し勤務を命ずる場合は、関係条例・規則に基づき振替え又は代休日の指定により対応しなければならないことから、表現・内容が不十分又は不適切である。

十三 協定書第四項

「教職員には原則として時間外勤務は命じないものとする。但し、やむを得ず時間外勤務を行う場合は、次の業務に従事する場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。」

【理由】

第四項（１）、（２）、（３）及び（４）の廃止に伴い、廃止する。

十四 協定書第四項（１）、（２）、（３）及び（４）

「生徒の実習に関する業務については、生徒を直接対象とする実習指導で農業実習における家畜の分娩、天候の急変による作物管理、水産実習における乗船実習に限るものとする。」

「学校行事に関する業務については、修学旅行的行事に限るものとする。」

「教職員会議に関する業務については、非常災害等緊急の場合に限るものとする。」

「非常災害に関する業務については、非常災害及び児童、生徒の人命にかかわる場合に限るものとする。」

【理由】

教育職員に対して時間外勤務を命ずることができる場合について、勤務実態と乖離していることや、国の政令等の範囲より狭くなっていることから、表現・内容が不十分又は不適切である。

十五 協定書第五項

「前項の場合で、修学旅行等宿泊をとまなうものおよび非常災害における深夜にわたる業務を行なった場合は代休措置を講ずるものとする。その他の時間外における勤務については、時間単位の短縮を講ずるものとする。」

<平成13年3月に削除済み>

十六 協定書第六項

「前記三、四、五については、地方公務員法第五十五条にもとづき、当該職場の組合との交渉によって行なうものとし、教職員の意向を十分尊重しなければならない」

【理由】

第三項、第四項及び第五項の廃止に伴い、廃止する。

十七 協定書第七項

「変形労働時間制は採用しない。」

【理由】

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、既に、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある学校職員については、勤務時間の割振りを別に定めることができることとされており、表現・内容が不十分又は不適切である。

また、行政の企画・立案に関する事項は管理運営事項であり、教育委員会が自らの判断と責任において処理すべきものであることから、表現・内容が不十分又は不適切である。

十八 協定書第八項

「課外のクラブ活動の位置づけについては、社会教育法第二条との関連において今後なお検討する。」

【理由】

部活動については、学校の教育活動の一環として展開されている現状とその意義を踏まえ、国の動向等も見極めながら、地域社会にゆだねることの適否を含め継続検討しているところであるが、行政の企画・立案に関する事項は管理運営事項であり、教育委員会が自らの判断と責任において処理すべきものであることから、表現・内容が不十分又は不適切である。

十九 協定書第九項

「市町村立幼稚園の教員については、義務教育諸学校教職員に準じた扱いをするよう市町村に対して指導を行なう。」

【理由】

市町村教育委員会の権限を制約するおそれがあり、表現・内容が不十分又は不適切である。

二十 協定書第十項

「特殊勤務手当については今後交渉を継続する。」

【理由】

締結当時、議論していた特殊勤務手当の課題はすでに解決済みであり、表現・内容が不十分又は不適切である。

なお、特殊勤務手当に関して、管理運営事項を含むあらゆる事項についても交渉事項になりかねないものであり、表現・内容が不十分又は不適切である。

二十一 協定書第十一项

「勤務条件にかかわるものは、すべて交渉事項とし、その際当事者能力を有する各対応機関が交渉対象者たることを確認する。」

<平成13年3月に削除済み>

二十二 協定書第十二項

「条例施行にともなう通達については、両者確認の上発するものとする。また、今後学校管理規則等の改正については、組合との交渉で行なう。」

<平成13年3月に削除済み>

二十三 協定書第十三項

「今後条例施行にあたって問題が生じた場合は、両者の交渉によって解決する。」

【理由】

条例施行に当たり、管理運営事項を含むあらゆる事項についても交渉事項になりかねないものであり、表現・内容が不十分又は不適切である。

高教組との協定書の残余項目の廃止理由

一 協定書第一項

「この条例の施行は、労働基準法をふまえ、教職員の勤務条件改善のための措置である。」

【理由】

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例は、教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、新たに教職調整額を支給する制度を設け、時間外勤務手当制度は適用しないこととする等その給与その他の勤務条件について特例を定めることを趣旨として制定したものであり、表現・内容が不十分又は不適切である。

二 協定書第二項

「変形労働時間制はおこなわない。」

【理由】

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、既に、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある学校職員については、勤務時間の割振りを別に定めることができることとされており、表現・内容が不十分又は不適切である。

また、行政の企画・立案に関する事項は管理運営事項であり、教育委員会が自らの判断と責任において処理すべきものであることから、表現・内容が不十分又は不適切である。

三 協定書第三項

「教職員には原則として超過勤務を命じないものとする。」

【理由】

国の政令や公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例において、教育職員には原則として時間外勤務を命じないこととされていることから、協定する必要はない。

四 協定書第四項

「教職員に超過勤務を求める場合は、次にかかげる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要がある場合に限るものとし、教職員の健康状態、繁忙の度合いなどを考慮し、かつ、教職員の意向を充分尊重する。なお、この場合には実情に応じて勤務軽減その他適切な措置を講ずるとともに特殊勤務手当については引き続き交渉する。」

【理由】

(1)、(2)、(3) 及び (4) の廃止に伴い、廃止する。

また、「教職員の意向を充分尊重する」という表現は、校長の権限を制約するおそれがあり、表現・内容が不十分又は不適切である。

締結当時、議論していた特殊勤務手当の課題はすでに解決済みであり、表現・内容が不十分又は不適切である。

なお、特殊勤務手当に関して、管理運営事項を含むあらゆる事項についても交渉事項になりかねないものであり、表現・内容が不十分又は不適切である。

五 協定書第四項 (1)、(2)、(3) 及び (4)

「生徒の実習に関する業務 生徒を対象とする実習指導で農業の実習における家畜

の分娩、天候の急変による作物の管理、水産実習における乗船実習に限る。」

「学校行事に関する業務 修学旅行（見学旅行、宿泊研修）に限る。」

「教職員会議に関する業務 全教職員が参加する会議で、非常災害など緊急に必要なものに限る。」

「非常災害に関する業務 非常災害及び生徒の人命にかかわる場合に限る。」

【理由】

教育職員に対して時間外勤務を命ずることができる場合について、勤務実態と乖離していることや、国の政令等の範囲より狭くなっていることから、表現・内容が不十分又は不適切である。

六 協定書第五項

「学校行事は、原則として日曜・休日においては実施しないものとする。なお日曜日及び休日に勤務を求める場合は、代休措置を講ずるものとする。」

【理由】

学校行事は、校長が実施日を定めるものであり、「原則として日曜・休日には実施しない」の表現は、校長権限を制約するおそれがあり、表現・内容が不十分又は不適切である。

また、週休日や休日に教職員に対し勤務を命ずる場合は、関係条例・規則に基づき振替え又は代休日の指定により対応しなければならないことから、表現・内容が不十分又は不適切である。

七 協定書第六項

「自発性・創造性がきわめて強く要請される教職員の勤務の特性にかんがみ、その勤務の扱いは次の通りとする。」

【理由】

(1) 及び (2) の廃止に伴い、廃止する。

八 協定書第六項 (1)

「教職員が授業の準備、整理、研修および生徒指導に関する業務を行う場合は、校長の承認のもとに勤務時間内であっても学校外において勤務することができる。この場合、校長の恣意にわたらぬよう充分指導し趣旨の徹底をはかる。」

【理由】

校外勤務は、正規の勤務時間中において行うものであることなどから、所定の手続により適正に行われなければならないが、表現・内容が不十分又は不適切である。

また、「校長の恣意にわたらぬよう十分指導し、その徹底をはかる。」の表現は、校長の権限を制約するおそれがあり、表現・内容が不十分又は不適切である。

九 協定書第六項 (2)

「夏休み、冬休みなど、長期の休業期間については、次の通りとする。」

【理由】

イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘの廃止に伴い、廃止する。

十 協定書第六項 (2) イ

「教育基本法及び教育公務員特例法第十九条、第二十条の規定により原則として校外研修日とする。」

【理由】

校外研修は、研修の実質を伴い、かつ、校務運営に支障がないと校長が判断する場合に校長が承認するものであり、あたかも長期休業日は校外研修が原則であるかのような表現は、校長権限を制約するおそれがあり、表現・内容が不十分又は不適切である。

十一 協定書第六項（２）ロ

「校外研修に際しては、所定の手続きをへて事前に研修項目と居場所をとどけるものとする。」

【理由】

校外研修は、研修の実質を伴い、かつ、校務運営に支障がないと校長が判断する場合に校長が承認するものであり、あたかも事前の研修項目と居場所の届出のみで承認されるような表現は、校長権限を制約するおそれがあり、表現・内容が不十分又は不適切である。

十二 協定書第六項（２）ハ

「帰省、スクーリング、海外研修などは前項（ロ）と同じ扱いとする。」

<下線部分は、平成13年3月に削除済み>

【理由】

スクーリング、海外研修などについても、研修の実質を伴い、かつ、校務運営に支障がないと校長が判断する場合に校長が承認するものであり、あたかも事前の研修項目と居場所の届出のみで承認されるような表現は、校長権限を制約するおそれがあり、表現・内容が不十分又は不適切である。

十三 協定書第六項（２）ニ

「教職員の各種研修会、研究会等への参加については、主催者により差別しない。」

【理由】

各種研修会、研究会の参加については、研修の実質を伴い、かつ、校務運営に支障がないと校長が判断する場合に校長が承認するものであり、「主催者により差別しない」の表現は、校長権限を制約するおそれがあり、表現・内容が不十分又は不適切である。

十四 協定書第六項（２）ホ

「いわゆる日番勤務については、廃止の方向で今後交渉を継続する。」

【理由】

現在は、いわゆる日番勤務の実態はなく、表現・内容が不十分又は不適切である。

十五 協定書第六項（２）ヘ

「行政職員及び海事職員については、教職員に準じた扱いをする方向で更に交渉を継続する。」

<平成13年3月に削除済み>

十六 協定書第七項

「以上のこととかかわって教職員に超過勤務をもとめる場合は地方公務員第五十五条にもとづき、当該職場の教職員組合との交渉によって行うものとする。」

【理由】

第一項、第二項、第三項、第四項、第五項及び第六項の廃止に伴い、廃止する。

十七 協定書第八項

「この条例の施行にともなう通達等については教職員組合の意向を充分反映して発するものとする。また、勤務条件にかかわる学校管理規則等の改正については、教職員組合との交渉で行う。」

<下線部分は、平成13年3月に削除済み>

【理由】

行政の企画・立案に関する事項は管理運営事項であり、教育委員会が自らの判断

と責任において処理すべきものであることから、「教職員組合の意向を充分反映して発する」の表現は、表現・内容が不十分又は不適切である。

十八 協定書第九項

「教職員の超過勤務を解消し、教職員定数を抜本的に改善し、必要とする定員を確保するようつとめるとともに、付ず的業務を整理し、勤務時間の短縮をはかるよう努力する。」

【理由】

行政の企画・立案に関する事項は管理運営事項であり、教育委員会が自らの判断と責任において処理すべきものであることから、表現・内容が不十分又は不適切である。

十九 協定書第十項

「教職調整額の支給にかかわり既存の特殊勤務手当をうちきることなく、その拡大・増額を図るよう努力する。」

【理由】

協定書第四項に関する理由のうち、特殊勤務手当に係る部分と同様。

二十 協定書第十一項

「クラブ活動の指導にともなう勤務の取扱いについては、ひきつづき交渉する。」

【理由】

部活動指導の取扱いに関して、管理運営事項を含むあらゆる事項についても交渉事項になりかねないものであり、表現・内容が不十分又は不適切である。

二十一 協定書第十二項

「市町村立高等学校における勤務の取扱いについては、道立高等学校に準じて措置するよう市町村教育委員会を指導する。」

【理由】

市町村教育委員会の権限を制約するおそれがあり、表現・内容が不十分又は不適切である。

二十二 協定書第十三項

「本条例の施行をめぐって問題が生じた場合は教職員組合と交渉してこれを解決するものとする。」

【理由】

条例の施行に当たり、管理運営事項を含むあらゆる事項についても交渉事項になりかねないものであり、表現・内容が不十分又は不適切である。